なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

［３～５　略］

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［表略］

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷～⑰　略］

⑱　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　略］

［２～５　略］

［第３～第５　略］

別紙様式第11号の２（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［３～５　同左］

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷～⑰　同左］

⑱　企業結合に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　同左］

［２～５　同左］

［第３～第５　同左］

別紙様式第11号の２（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名